

## 知的財産を巡る環境変化と対応に関する意見(特許施策関連)《全文》

### 【意見の概要】

- 日本企業は、事業環境の急速なグローバル化を受けて、国内で得られた技術開発成果を確実にグローバルな知財権として確保して、事業展開への活用を進めています。
- 特に、アジアにおける新興国企業の台頭は著しく、さらに新興国には特有の知財上の課題もあり、従来型の欧米に重点を置いた知財戦略では、十分な対応ができません。
- そこで、新たな環境変化を踏まえた企業のグローバル知財活動を実現するために、日本国政府が取り組むべき施策案をご提案します。施策案を着実に遂行いただく観点から、2013年度から始まる「任期付き審査官」の任期満了に伴う審査官減少の回避と必要な人員の確保も、合わせてご提案します。

経済のグローバル化が進む中、鉄鋼業界は、他の業界同様に熾烈な国際競争に直面しています。特に、我が国周辺諸国において、鉄鋼生産能力の増強が相次いでおり、経営環境が著しく変化しています。

それに伴い、知的財産戦略のグローバル化が求められています。鉄鋼業界においては、近年、新興国における鉄鋼需要が高まるとともに、中国、韓国、インド等のアジア新興国の企業台頭が著しく、国内重視または欧米に重心を置いた従来型の知的財産戦略からアジア新興国を見据えた知的財産戦略を構築することが不可欠です。しかし、これらの国の中には、知的財産制度の不十分な国や知財制度はあるものの実効性が不透明な国が多くあり、一企業の知的財産戦略強化では、限界があるのが現状です。

日本企業が新たな技術を開発し、新興国企業に対して優位性を保ちグローバル事業展開するためには、世界各国で知的財産権を効率的に取得し、適切に活用できる環境を整えることが重要です。政府には、その環境整備に資する新たな大綱を策定し、日本企業のグローバルな知的財産活動を支援していただきたい。そして、新たな大綱の実現のために必要なリソースの確保を支持します。具体的には、以下の施策の推進を期待します。

### 1. グローバル知財権の確保に向けた施策の推進

#### (1) 特許審査ハイウェイ適用国の中拡大

特許審査ハイウェイは、出願人にはグローバルな早期特許権利化を容易とすると共に、特許庁には審査の負担を軽減し審査の質を確保する有効な手段です。日本国特許庁による本制度の促進により、適用可能な国が出願ベースで約90%まで増加しており利便性は向上しています。しかし、現段階では、インド、ベトナム等のアジアの新興国特許庁は加盟して

いないので、未だ本制度を活用することができません。今後は、新興国特許庁への働きかけを強化して、適用可能国を増やすことを希望します。

## **(2) グローバル特許審査予見性の確保**

### **① 国際調査報告書のグローバル文献対応強化**

上記審査ハイウェイの中に、国際調査報告書を活用したPCT-PPH制度があります。本制度が機能するには、国際調査報告書の品質確保が重要であることは言うまでもありません。しかし、2011年度には非英語文献の占める割合が約40%に達する中、日本国特許庁において、これらの文献を十分に精査できているとは言い難く、実際に他国の審査で新しい文献を引用される事例が散見されます。日本国特許庁における非英語文献の調査能力の向上と審査レベルの改善を希望します。

### **② 国際的な審査結果の相違解消**

国際調査報告書で特許性有りと判断されたものが、他国の審査で判断が相違するケースが散見されます。これは、前記の文献調査能力の問題以外に、各国の特許性判断レベルの相違や特許制度の調和が図られていないことにも原因があります。日本国特許庁が、他国特許庁との審査官協議を通じて実務・運用の調和を進めるとともに、特許制度ハーモナイゼーションを推進することを希望します。

## **2. 新興国への政府間の働きかけ強化、ハーモナイゼーションの推進**

### **(1) 審査実務支援の促進**

日本国特許庁は、新興国審査官の受け入れ研修を行っています。これは、新興国特許庁の審査レベルを改善し、日本企業が当該国で適正に権利確保できるための施策として評価しています。しかし、新興国特許庁では、審査遅延の問題が深刻化しており、さらに踏み込んだ新興国特許庁への支援が必要と考えています。審査の実務支援まで踏み込んだ施策を希望します。

### **(2) 各国の特殊事情への対応、ハーモナイゼーションの推進**

日本企業が新興国で事業展開を進めるにあたり、各国の特殊事情が事業展開に悪影響するリスクが存在します。例えば、中国の実案権の権利濫用問題や、インドの不正競争防止法が無い問題等です。知財制度やノウハウ保護制度について、各国間で整合することを期待します。

また、アジア広域特許庁やアジア広域知財裁判所を設立して、アジアで効率的に知財権を確保できる仕組を構築するとともに、知財権を適正に活用できる仕組の構築を希望します。

## **3. グローバル知財戦略構築のためのインフラ整備(非英語文献データベースの**

## 構築と公開)

前記1. (2)①でも述べましたが、特許公報に占める中国語等の非英語・非日本語文献の割合が急増しています。しかし、一般的な商用データベースは、データ漏れの問題や機械翻訳による精度の問題があり、検索・精査が十分に行える環境にありません。

日本国特許庁は、非英語文献調査のためのデータベースを構築するとともに、構築したデータベースを一般にも開放されることを希望します。

## 4. 柔軟な早期審査制度への改善(早期審査要件の緩和)

早期権利化が必要な出願には、「早期審査」および「スーパー早期審査」を活用しています。しかし、これらの早期審査には、「実施関連技術」であることや「グローバル出願」等が必要な要件とされています。しかし、実施技術であることを明確にしたくない案件や、必ずしもこれらの要件を満たさなくとも事業戦略上早期に必要な権利があり、早期審査制度の使い易い状況ではありません。柔軟な早期審査制度を構築されることを希望します。

## 5. 審査体制・人員の確保

これまで日本国特許庁は、FA-11を達成するために、任期付き審査官を2004年以降毎年100人、累計500人採用してきました。その結果、2013年にFA-11は達成が見込まれていますが、任期付き審査官は、2013年から順次任期が満了し、その後は日本国特許庁の審査官数は減少していくことになります。

他方、米国、欧州、中国、韓国の特許庁は、経済のグローバル化等の新たな状況変化を踏まえ、企業のグローバル出願等に対応するため、審査官増員等の体制強化を着実に進めています。日本国特許庁も、我が国企業がグローバル市場において、十分な知的財産戦略を構築・実行できるよう、質の高い審査結果を海外に輸出する取組などにより企業の取組を積極的に支援すべきであり、2013年以降も、審査官数を削減せず、その取組に必要な審査官数は確保すべきであり、また、審査人数の量的確保のためあらゆる手段を講じることを希望します。

さらに、審査の質の向上のため、審査官の教育研修機会の拡充を図ることも希望します。

合せて、分野ごとの審査期間にばらつきが生じないようご配慮いただきことを希望します。

## 6. おわりに

日本企業がグローバル事業展開を成功させるには、研究開発した技術を確実にグローバル知財権として獲得し、さらに適正に活用することが

重要と考えています。日本国特許庁には、上記要望をご検討頂き、FA-11 達成後の新施策に反映されることを期待します。

以上